

11月定例月議会 議会報告資料



四日市市議会

資 料 一 覧

- 四日市市議会における各常任委員会の所管（担当範囲） P 1
- 令和6年11月定例月議会の日程 P 2
- 各常任委員会 委員名簿 P 3
- 議案・請願審議の流れ（イメージ図） P 4
- 令和6年11月定例月議会 常任委員会で審査した事項 P 5～6
- 令和6年度11月補正予算案（第6号～第7号）の概要 P 7～8
- 各常任委員会における審査
 - ・総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 P 9～13
 - ・教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 P 14～20
 - ・産業生活常任委員会／予算常任委員会産業生活分科会 P 21～23
 - ・都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会 P 24～32
 - ・予算常任委員会 P 33～42
- 11月定例月議会の概要（審査の結果） P 43
- 11月定例月議会における代表質問、一般質問について P 44～45
- 11月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について P 46
- 令和7年2月定例月議会日程（予定） P 47
- 令和7年2月定例月議会 議会報告会開催のお知らせ P 48

四日市市議会における各常任委員会の所管

四日市市議会では、以下の6つの常任委員会が設置されており、それぞれ定数、所管（担当する範囲）が「四日市市議会委員会条例」に定められています。

1 総務常任委員会（8人）（定数 8人）

政策推進部（総合計画、広報広聴、秘書、国際交流、中核市、四日市港など）、総務部（行政一般、文書、条例等の立案、職員の任免・服務・給与・研修・福利厚生、情報公開・個人情報保護、契約、工事検査、デジタル戦略、統計、情報処理、人権など）、財政経営部（財政、行財政改革、市有財産、市税など）、危機管理統括部（自然災害、テロ、新型コロナウイルス等危機管理）、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に属する事項、消防本部、その他の常任委員会の所管に属しない事項

2 教育民生常任委員会（9人）（定数 9人）

健康福祉部（社会福祉、介護保険、健康、公衆衛生、国民健康保険、国民年金、食肉の検査）、こども未来部（児童福祉、子育て支援、子どもの健康）、教育委員会に属する事項

3 産業生活常任委員会（8人）（定数 9人）

市民生活部（地域振興、市民活動、生涯学習、市民相談、消費計量、多文化共生、男女共同参画、戸籍・住民基本台帳、印鑑登録）、シティプロモーション部（シティプロモーション、観光、文化振興、文化財、体育施設、スポーツ）、商工農水部（商業、工業、勤労福祉、雇用対策、農林業、水産業、農業土木、競輪事業）、市立四日市病院、農業委員会に属する事項

4 都市・環境常任委員会（8人）（定数 8人）

環境部（環境衛生、生活環境・自然環境、廃棄物の処理、清掃）、都市整備部（都市計画、公共交通、建築指導・開発審査、道路・公園・河川及び農用・用排水、市街地整備、営繕、住宅）、上下水道局に属する事項

5 予算常任委員会（議長を除く33人）（定数33人）

予算及びこれに関連する事項

6 決算常任委員会（議長及び議会選出監査委員を除く31人）（定数 31人）

決算及びこれに関連する事項

※ 四日市市議会の議員は34人で、議員は1から4までの常任委員会のいずれか1つに所属することになっています。

※ 予算常任委員会及び決算常任委員会には、1から4までの常任委員会と委員構成や所管を同一とする分科会が設置されています。（委員構成については、議長、監査委員を除く都合で例外があります）

令和6年11月定例月議会の日程（○本会議日程 ●委員会日程）

11月27日（水）	○（初日）議案説明、質疑、委員会付託等
12月4日（水）	○代表質問
12月5日（木）	○一般質問 ●教育民生常任委員会
9日（月）	○一般質問
10日（火）	○一般質問 ●総務常任委員会 ●都市・環境常任委員会
11日（水）	○一般質問
12日（木）	○一般質問、追加議案説明、議案質疑、委員会付託等
13日（金）	●各常任委員会／予算常任委員会各分科会
16日（月）	●教育民生常任委員会／予算常任委員会分科会 ●産業生活常任委員会
19日（木）	●予算常任委員会全体会
25日（水）	○（最終日）委員長報告、質疑、討論、採決

11月定例月議会は、上記日程で開催されました。

各常任委員会 委員名簿

総務常任委員会 (8 人)	
委員長	荒木 美幸
副委員長	山田 知美
委員	太田 紀子
委員	竹野 兼主
委員	日置 記平
委員	平野 貴之
委員	村山 繁生
委員	森 康哲

教育民生常任委員会 (9 人)	
委員長	森川 慎
副委員長	水谷 一未
委員	今村 厚美
委員	加納 康樹
委員	笹井 絹予
委員	谷口 周司
委員	早川 新平
委員	村上 暁
委員	山口 智也

産業生活常任委員会 (8 人)	
委員長	小田 あけみ
副委員長	田中 徹
委員	伊世 利子
委員	荻須 智之
委員	上 麻理
委員	川村 幸康
委員	中川 雅晶
委員	諸岡 覚

都市・環境常任委員会 (8 人)	
委員長	森 智子
副委員長	辻 裕登
委員	伊藤 嗣也
委員	後藤 純子
委員	小林 博次
委員	笹岡 秀太郎
委員	樋口 博己
委員	樋口 龍馬

予算常任委員会 (議長を除く 33 人)	
委員長	谷口 周司
副委員長	後藤 純子

決算常任委員会 (議長及び議会選出 監査委員を除く 31 人)	
委員長	山口 智也
副委員長	笹井 絹予

議案・請願審査の流れ

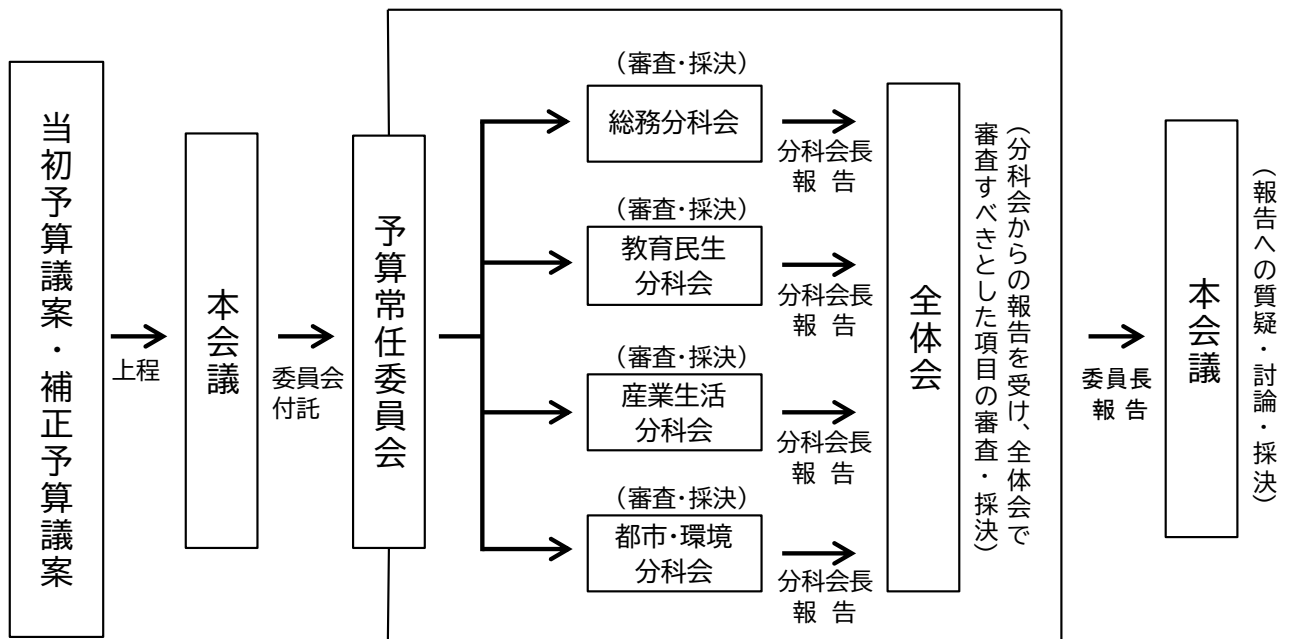
【 議 案 】

予算、決算、条例制定・改廃、契約の締結、動産の取得・処分など

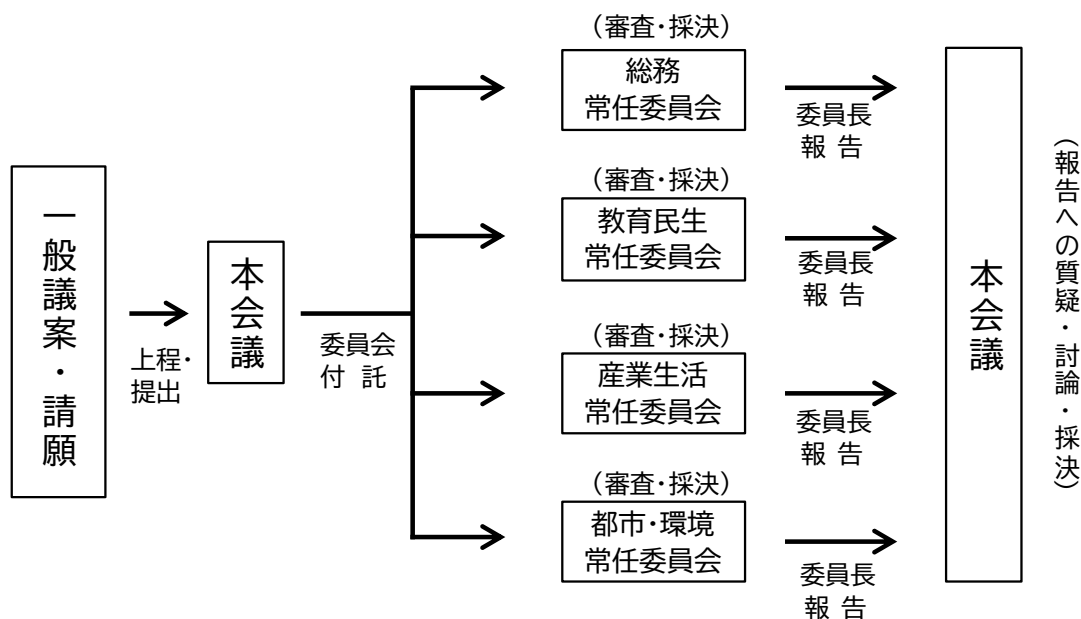
【 請 願 】

市行政への要望、国・県に対して市議会から要望する(意見書を提出する)ことを求めるものなど

○予算関係議案の審査の流れは下記のとおりです。



○一般議案及び請願の審査の流れは下記のとおりです。



付託議案・請願一覧表（令和6年11月定例会月議会）

○予算常任委員会

- 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第52号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第53号 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第56号 令和6年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
- 議案第57号 令和6年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算
- 議案第58号 令和6年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算
- 議案第59号 令和6年度四日市市農業集落排水事業会計第2回補正予算
- 議案第78号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第79号 令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第81号 令和6年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算

○総務常任委員会

- 議案第64号 土地の処分について
- 議案第69号 工事請負契約の締結について
－西南出張所整備工事（建築工事）－
- 議案第82号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第83号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第84号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 議案第85号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 請願第13号 行政書士制度の理解及び行政書士法遵守を求めることについて

○教育民生常任委員会

- 議案第60号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第61号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第72号 動産の取得について（追認）
－小学校教師用指導書 1423冊－
- 議案第73号 動産の取得について（追認）
－小学校教師用指導書 1824冊－
- 議案第74号 動産の取得について（追認）
－小学校教師用指導書 3623冊－
- 議案第75号 動産の取得について（追認）
－小学校教師用指導書 2694冊－

- 議案第76号 動産の取得について（追認）
－小学校教師用指導書 820冊－
- 請願第11号 生活困窮世帯へのエアコン購入・設置費用の助成を求めることについて
- 請願第12号 小中学校給食の無償化を求めることについて

○産業生活常任委員会

- 議案第62号 四日市ドーム条例の一部改正について
- 議案第63号 四日市市ふれあい牧場条例の一部改正について
- 議案第65号 工事請負契約の締結について
－文化会館空調設備ほか更新工事－
- 議案第66号 工事請負契約の締結について
－文化会館改修工事－

○都市・環境常任委員会

- 議案第67号 工事請負契約の締結について
－近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その9）－
- 議案第68号 工事請負契約の締結について
－鶴の森公園整備工事－
- 議案第70号 工事請負契約の変更について
－四日市中央線道路整備工事（東工区その2）－
- 議案第71号 工事請負契約の変更について
－垂坂1号線ほか1線道路改良工事（その2）－
- 議案第77号 市道路線の認定について
- ※請願第3号 P F A S曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域のP F A S汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて

※ 令和6年6月定例会議会において付託され、審査期限が延期されたもの

令和6年度11月補正予算(第6号)案の概要

1. 11月補正予算(第6号)案について

補正の主な内容は、一般会計において、ふるさと応援寄附金が当初の想定を大きく上回る見込みであるため、返礼品等に要する経費の増額補正を行うとともに、新たに設置する四日市市災害弔慰金等支給審査会に係る経費を計上しようとするものです。

併せて、実績が当初予算を上回る見込みである子ども医療費や補装具費、生活保護に係る扶助費の増額補正を行うほか、入札不調により工事スケジュールが変更となった駐車場維持管理費の減額補正などを行っており、これらの歳入歳出予算のほか、繰越明許費の計上、債務負担行為の追加、変更及び廃止を行っております。

歳入については、歳出各款に関する特定財源の補正を行うほか、ふるさと応援寄附金や市有地売払収入、一般繰越金の増額補正を行うとともに、収支差については、市債の発行抑制及び財政調整基金繰入金の減額補正により均衡を図りました。

債務負担行為については、令和7年4月1日から業務を開始するため本年度中に契約を行う必要のある事業費のほか、児童生徒用タブレット端末機器リース及び導入業務委託費などの追加、変更及び廃止を行っております。

特別会計については、介護保険特別会計において、介護保険給付費支払準備基金積立金の増額補正、後期高齢者医療特別会計において、総務管理費の減額補正などを行っており、併せて各会計において債務負担行為の追加などを行っております。

企業会計については、水道事業会計において、営業費用及び建設改良費の増額補正、下水道事業会計において、建設改良費の減額補正を行っており、併せて各会計において債務負担行為の追加などを行っております。

その結果、11月補正予算(第6号)の予算規模としては、次のとおりです。

			(単位:千円)
[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計	138,986,551	2,527,988	141,514,539
特別会計	87,911,023	393,007	88,304,030
企業会計	72,667,002	△ 1,083,550	71,583,452
財産区	50,000	0	50,000
計	299,614,576	1,837,445	301,452,021

令和6年度11月補正予算(第7号)案の概要

1. 11月補正予算(第7号)案について

補正の内容は、一般会計において、人事院勧告に準じ、議員報酬や市長及び副市長の給与、並びに職員の人件費について、所要の予算措置を行おうとするものです。

歳入については、財政調整基金繰入金の増額補正により、収支の均衡を図りました。

特別会計については、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計において、企業会計については、市立四日市病院事業会計において、一般会計同様、令和6年度人事院勧告等による人件費補正を行っております。

その結果、11月補正予算(第7号)の予算規模としては、次のとおりです。

			(単位:千円)
[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計	141,514,539	86,815	141,601,354
特別会計	88,304,030	△ 3,005	88,301,025
企業会計	71,583,452	206,454	71,789,906
財産区	50,000	0	50,000
計	301,452,021	290,264	301,742,285

総務常任委員会／総務分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

【11月定例会議会 補正予算議案】

○議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

ふるさと応援寄附金事業

1. 目的

ふるさと応援寄附金を通して、本市の魅力ある地場産品を広く周知することで、寄附の受け入れ拡大を目指す。

2. 内容

ふるさと納税ポータルサイトの追加や返礼品の見せ方を変更してきたほか、新規の返礼品を開拓して寄附者への周知に努めてきたところ、寄附金額が拡大し、寄附の募集等に係る費用が増加することが見込まれるため、所要額の増額補正を行う。

（単位：千円）

区分	補正前	補正予算額	補正後
返礼品代金等	178240	40247	218487
ポータルサイト使用料	48142	10800	58942
ふるさと納税支援業務委託等	37680	8477	46157
ワンストップ申請書 受取人払い郵便料等	5002	1276	6278
合計	269064	60800	329864

【参考 歳入】

	補正前	補正額	補正後
総務管理費寄附金 ふるさと応援寄附金	517000	173000	690000

※令和5年度のふるさと応援寄附金の寄附金額は、325106千円（決算）。

3. 補正予算額

60800千円 （財源内訳） 一般財源 60800千円

4. 債務負担行為（追加）

- ・ふるさと納税支援業務委託費

寄附受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理及び寄附者と返礼品提供事業者への対応等に係るふるさと納税支援業務を委託する。

限度額：910000 千円

期間：令和6年度から令和9年度まで

【補正予算関連】

令和6年度ふるさと納税寄附金の寄附金額の推移について

引き続き、ポータルサイトにおける返礼品の見せ方の工夫を重点的に行っているとともに、新たにポータルサイトを開設したことで、堅調に前年度の寄附額を上回っている。

なお、令和5年9月は10月からのふるさと納税の制度改正に伴う駆け込みによる寄附があった。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	4月から10月の合計
令和6年度 (千円)	15628	21655	29152	24409	29614	45977	57912	224347
令和5年度 (千円)	3519	4507	6797	9649	11033	58656	20518	114679
対前年比	444%	480%	428%	252%	268%	78%	282%	195%

令和5年度：寄附受付ベース

【債務負担行為関連】

ふるさと納税支援業務関連費

(令和6年度から令和9年度 債務負担行為限度額 910000 千円)

ふるさと納税想定寄附金額

- ・令和7年度 801000 千円
- ・令和8年度 929000 千円
- ・令和9年度 1077000 千円

(令和6年度の寄附見込み額をベースに、全国のふるさと納税寄附金の伸び率を乗じて算出)

限度額の内訳

	委託料	返礼品代等 (報償費)	合計
令和7年度	37402 千円	222680 千円	260082 千円
令和8年度	43380 千円	257800 千円	301180 千円
令和9年度	50318 千円	298420 千円	348738 千円
合計	131100 千円	778900 千円	910000 千円

※ポータルサイト「さとふる」および「三越伊勢丹」、現地決済型等の委託料、返礼品代等は含んでいない。

5. 分科会での議論の概要

(Q：委員からの質疑、A：執行部からの答弁、意見：委員からの意見)

Q. 11月も寄附が増えているとのことだが、直近では、どのような返礼品が選ばれているのか、内容を知りたい。

A. 地場産品であるごま油や焼酎、冷や麦、萬古焼の人气が高く、最近は、メモリなどの記憶媒体や、今年は全国的な米不足があったこともあり、米などの返礼品が選ばれている。

Q. 今年状況を踏まえて、次年度はどのようにふるさと納税に取り組むのか。

A. これまでの2年間は、手つかずの部分のPRや事業者体制の整備に着手した。次々と新規の返礼品を見つけ続けることは難しくなるので、事業者同士のコラボレーションで魅力的な返礼品を企画するなど、新たな成長機会を探る予定である。

Q. 本市の返礼品に抹茶を使った商品を増やすべきではないか。道の駅の整備を検討しているので、地域の特産品を活用した製品開発をすべきではないか。

A. 市内には良質なお茶を生産する事業者があり、次年度以降においては、抹茶を使った商品開発をしていきたい。

(意見) 茶農家から販路が少なく茶が売れないので生産を絞るという話も聞く。商品開発により、茶の消費が増えることで、本市の茶の生産を支援することができ、いい効果が波及すると思うので、取り組んでほしい。

【11月定例会月議会 一般議案】

議案第64号 土地の処分について

1. 土地の処分の理由

普通財産の借受人である株式会社日商に土地を処分する。

2. 処分する土地

土地の所在			地目	面積 (㎡)	財産名称
所在	字	地番			笹川南住宅団地商業用地
四日市市 波木町	坂向	2081番	宅地	275.66㎡	笹川南住宅団地商業用地
	坂向	2082番	宅地	9812.28㎡	笹川南住宅団地商業用地
	坂向	2083番1	宅地	2519.04㎡	笹川南住宅団地商業用地
	坂向	2083番2	宅地	546.48㎡	笹川南住宅団地商業用地
合計				13153.46㎡	—

3. 処分価格

459007859円

4. 処分の方法

随意契約

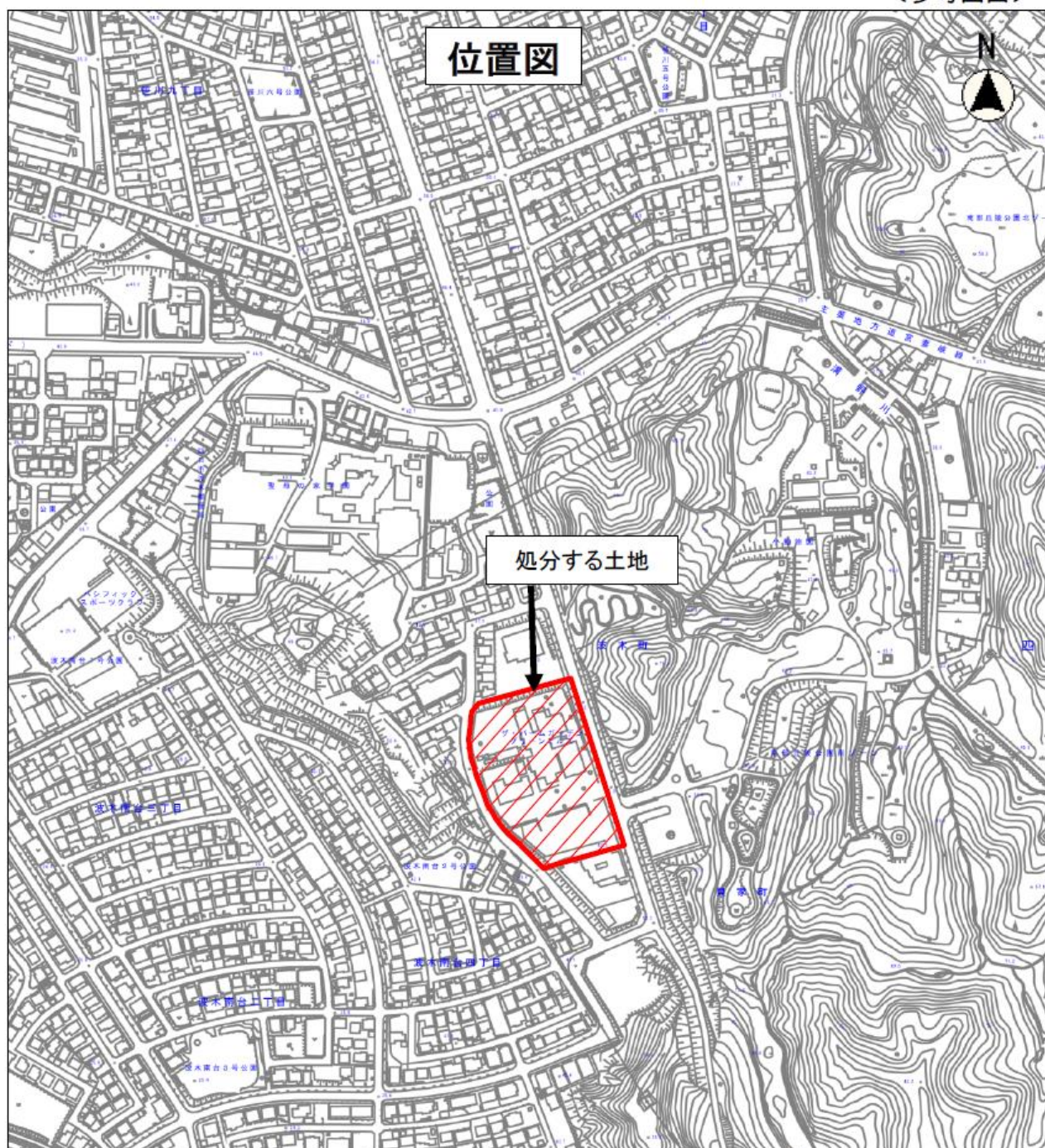
5. 処分の相手方

三重県亀山市布気町 550 番地 4

株式会社日商

6. 土地の位置図

<参考図面>



7. 委員会での議論の概要

(Q：委員からの質疑、A：執行部からの答弁、意見：委員からの意見)

Q. 当該土地の処分が随意契約である理由を確認したい。

A. 当該土地については、売却予定の事業者に貸付けを行っており、四日市市普通財産売払事務取扱要綱の「既に貸付け済である普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払うときは、随意契約により行うことができる」という規定に基づき、借受人に対して随意契約で売却する。

Q. この売却額は、当該土地の上に建つ建物の評価や老朽化した際の除却費用なども考慮した金額なのか。

A. 不動産鑑定士による諸々の条件を含めた鑑定評価を基に算出している。

Q. 土地の売却後に地中から産業廃棄物が出てきて訴訟に発展した事例があるが、契約の際には、それらの対応に関する条項を設けるべきではないか

A. 売買契約書において売却後2年以内に地中埋設物や土壌汚染が発覚した場合に関する条項を設けているが、売却予定の先方の意向を踏まえて必要があれば検討したい。

◎委員会（分科会）における審査の結果

- ・別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第 51 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

保育士派遣業務委託費（債務負担行為）

1. 目的

保育士不足による待機児童を解消するとともに、安定的な保育サービスを提供するため、公立保育園・認定こども園に必要な保育士を確保する。

2. 内容

公立保育園・認定こども園で勤務する保育士の派遣業務委託を行う。これまでパートタイムの保育士については市がハローワークなどを通じ人材を募集した上で直接、任用を行っていたが、保育業界に通じた派遣会社へ人材派遣を委託することで、これまでよりも幅広く人材を確保できる。派遣保育士を令和 7 年 4 月から受け入れるため、入札・契約を令和 6 年度中に行うことから、債務負担行為を設定する。

＜委託の概要＞ 対象施設：公立保育園、公立認定こども園

委託期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

予定人数：21 名

3. 債務負担行為（追加）

限度額：102,900 千円

期 間：令和 6 年度から令和 7 年度まで

4. 保育士の人材派遣における経験・スキル等の条件指定

保育人材を一人でも多く確保するため、人材派遣の対象者は、保育士資格を有することのみを条件とし、保育施設等における勤務経験の年数や幼稚園教諭資格の所持については問わない方針である。

そのため、人材派遣の保育士には、業務内容を「保育業務」とした上で、正職員のようなクラス担任ではなく、会計年度任用職員（パートタイム）と同様の補助的役割を担って頂くことを予定している。

また、労働者派遣法により、派遣先となる市は、事前面接、履歴書送付、若年者限定など派遣労働者の特定目的行為を行うことが禁じられているため、派遣労働者を選考することはできない。

そのため、派遣労働者の派遣を受けた後、本人の希望等を考慮し、配置園や担当業務について調整する見込みである。

5. ハローワーク等による募集と比べた場合の人材派遣のメリット・デメリット

メリット

- ①保育士業界に通じた人材派遣事業者の募集ノウハウを活用できるとともに、募集に要する職員の労力を軽減できる。
- ②人材派遣事業者からの聞き取りによれば、最近では自ら職探しに動くのではなく、人材派遣に登録して紹介を待つタイプの方もいるため、従来の募集方法では反応がなかった保育人材を確保できる可能性があると考えている。

デメリット

- ③市が直接雇用する場合の会計年度任用職員（パートタイム）の人件費よりも、人材派

遣の委託料はコスト高となる見込みである。

- ④市内で既に働いている保育士が人材派遣事業者に流出してしまう可能性もあるため、転職等の状況を注視していく必要がある。

6. 人材派遣事業者の候補や所在地

近隣の名古屋市等に拠点を持ち、全国展開している保育士専門の人材派遣事業者や、県内北勢地域の自治体で保育士派遣の契約実績がある人材派遣事業者を複数想定している。また、保育士登録数の多さなど、保育業界に強みを持つ人材派遣事業者は、創業地から全国展開を図っている場合が多く、北勢地域や市内のように営業範囲が限られていることはない。

7. 待機児童の見通し等 ※〔 〕内は前年度同時期との比較

保育認定の新年度入所申込みについては、9月末までの一次申請を取りまとめた速報値で、1,813世帯〔+26世帯〕、2,095児童数〔△44児童数〕となり、引き続き保育ニーズが高い状況が続いている。さらに、令和6年10月1日時点の待機児童数は272人〔+151人〕、入所待ち児童数は1,091人〔+87人〕となった。令和6年4月1日時点の待機児童数72人、入所待ち児童数278人からは、それぞれ+200人、+813人の増加となっている。

今後、1～2月にかけて新年度の入所調整を行った結果、令和7年4月1日時点の人数が確定する。

8. 保育士の人材派遣の増員検討

年度当初の待機児童が解消できるかどうかは、私立園の受け入れ枠や公立園の職員体制に左右される。

そのため、私立園に対しては、新年度に向けて、最大限の受け入れを強く要請するとともに、低年齢児の受け入れ枠拡大に向け、新たな支援策を検討している。

一方、公立園においては、育児休業や病気休暇等の欠員、採用内定者の辞退、自己都合退職者、再任用の承諾者、会計年度任用職員（パートタイム）の確保状況などを踏まえ、今後の人事異動の結果によって職員体制が固まるため、それに応じて入所受け入れ枠を調整していく。

今回補正予算の債務負担行為に計上した人材派遣業務委託については、こうした公立園の職員体制をさらに補い、待機児童の解消につなげようとするものである。また、年度途中の欠員に対しても、人材派遣によって職員体制を強化する効果が期待できる。

その上で、積算の想定人数を超えて、さらに保育士を確保できると見込まれる場合は、必要に応じて、予算の確保に努めていきたいと考えている。

9. 派遣労働者の勤務条件、事故責任等

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」、いわゆる労働者派遣法は、一部適用除外のある船員を除き、公務員も含めた労働者、あらゆる事業に適用される。

派遣元と派遣先の責任分担（労働基準法、労働安全衛生法の特例等）については、例えば、年次有給休暇、社会保険、災害補償、福利厚生などの適用は派遣元である一方、労働時間、休憩、休日、時間外勤務（36協定は派遣元）、安全衛生などの適用は派遣先となる。

他にも、派遣労働者は、市職員と同様に休憩室等を利用することができるほか、園の給食を摂り、自ら給食費を支払う。

また、職務内容や責任の程度、配置の変更範囲などが同じ通常の労働者（比較対象労働者）としては、公立園に勤務する保育士の会計年度任用職員（パートタイム）を選定する。

なお、事故責任については、法令又は契約に違反して市又は第三者に損害を与えたときや、派遣労働者の故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときなどにおいて、派遣元が損害相当額を賠償する旨の規定を設けることが一般的である。

このように、保育士の派遣労働者については、常用の会計年度任用職員（パートタイム）に準じた処遇や雇用形態とする予定である。したがって、勤務条件の上では、会計年度任用職員（パートタイム）と比べて、派遣労働者にメリット・デメリットが特に生じるものではないと考えている。

10. 他自治体の状況

三重県内では、いなべ市、桑名市、東員町、朝日町、川越町、木曾岬町、度会町において、人材派遣の利用実績があることを確認している。

他にも、近隣の自治体では、弥富市、東海市、蟹江町において、実績がある。

11. 委託料の積算等

(1) 積算（約 4,900 千円×21 人＝限度額 102,900 千円）

基本派遣料金@2,695 円（税込）×7.5 時間×243 日＝4,911,638 円 ∴約 490 万円／年

※ 社会保険、交通費、健康診断費用は基本派遣料金に含む。

※ 時間外・法定休日・法定外休日・深夜・月 60 時間超の割増は別途加算。

※ 契約条件 派遣先 保育幼稚園課

派遣先責任者 保育幼稚園課長

就業場所 ○○保育園又は○○こども園

指揮命令者 園長

勤務日や勤務時間等は、会計年度任用職員（パートタイム）に準じる。

(2) マージン率

基本派遣料金＝「人材派遣会社が本人に支払う賃金」＋「マージン（経費率）」基本派遣料金に含まれるマージンには、人材派遣会社の利益部分のほか、人材派遣会社が負担する社会保険料や教育訓練費等が含まれている。

また、労働者派遣法により、マージン率等の情報公開が派遣会社に義務付けられている。

そこで、厚生労働省が公表している都道府県ブロックごとの人材派遣会社のマージン率等の一覧から、東海地域の資料を確認したところ、特殊な職種の業界も含め、10%台から60%台までの率が掲載されているが、一般的には 30%前後のマージン率が多くなっている。

4. 委員会での主な議論

Q. 派遣の保育士は、処遇や雇用形態の面では会計年度任用職員に準じており、勤務条件の面で特にメリット、デメリットは生じないと説明があったが、同じ労働に対して、給与の額では差が生じるのではないか。

A. 時給だけでなく、賞与の有無など、登録している派遣会社の給与条件によって、会計年度任用職員よりも年収が有利にも不利にもなる可能性があるが、均衡する処遇であると認

識している。

(意見) 現場で給与待遇面の話題にもなる可能性もあるため、軋轢を生まないよう、同一労働同一賃金を十分に配慮しながら進めてほしい。

Q. 保育士の数を確保するだけでなく、保育の質を担保することが重要だが、派遣の保育士も幼児教育センターで実施する研修を受ける必要があるのではないか。

A. 派遣料金の中に教育訓練費が含まれており、社員として基本的な研修、訓練は派遣元が実施することになっているが、パートタイム職員と同様に、本市が目指すこどもの姿など、共通に学ぶべき知識・スキルもあるため、幼児教育センターでの研修は、本人が希望し、派遣元が了承するのであれば受け入れていきたい。

Q. 今回の人材派遣の事業により急場しのぎの対応はできるかもしれないが、並行してこれまで取り組んできた待機児童対策としての保育士確保にも責任を持って取り組んでいくべきと考えるが、市の考えを確認したい。

A. 即効性のある保育士派遣業務に取り組むつつ、保育士を目指す人を増やす取組や、働きやすい環境づくり、処遇改善などの中長期的な保育士確保の施策も継続していく。人材派遣は直接雇用よりも費用がかかるなどの理由から禁じ手であったが、保育人材確保のためあらゆる手段を活用し、それぞれ並行して取り組みたい。

(意見) 今回の事業は苦肉の策だと捉えている。就学前の子どもたち全体のことを考えながら、ここまでしなければならぬ現状を見つめてしっかり取り組んでほしい。

民間プール施設を活用した水泳指導業務委託費(債務負担行為)

1. 目的

学校で水泳を学ぶ意義として命を守る安全教育としての役割がある。学校プール施設の老朽化への対応を踏まえ、全ての児童に対して水泳に係る学びの機会を保障し、持続可能な学校の水泳指導を実現していくため、民間プール施設を活用した水泳指導を行う。

2. 内容

民間プール施設を活用した水泳指導に関する業務を委託する。

- ・学習指導要領の内容及び当該校の年間指導計画を踏まえた水泳指導
- ・当該校と水泳施設間の児童の送迎に係るバスの運行及び点検
- ・施設・設備面に係る安全管理・安全対策、衛生管理
- ・水泳指導に係る事故防止
- ・水の事故予防に係る指導等の業務

実施方法

- ・2時限(90分+業間)を1回(バスでの送迎に要する時間を含む)。
- ・実技に係る時間は1回45分。
- ・各クラス3回ずつ実施。

令和7年度 対象校

事業者側の受け入れ意向も積極的などところが多いことが確認できたことから、以下の小学校の全クラスへ拡充

中部西小学校、塩浜小学校、富洲原小学校、日永小学校、高花平小学校、常磐小学校、内部小学校、河原田小学校、神前小学校、桜小学校、県小学校、大矢知興譲小学校、八郷小学校、水沢小学校、泊山小学校、常磐西小学校、三重西小学校、桜台小学校、八郷西小学校、羽津北小学校、橋北小学校(計21校)

3. 債務負担行為（追加）

限度額：77,207千円

期間：令和6年度から令和7年度まで

4. 令和7年度の実施予定

○対象校：市内公立小学校21校（277クラス 831回／年）

※ 10～14グループ程度に分けて委託する。

○民間プール施設

想定事業者：市内外民間事業者

※ 「令和6年度四日市市学校プールの在り方に関する調査業務」の結果に基づき、調査対象とした8社のうち、受け入れについて積極的な意向を示した事業者5社程度を想定する。

※ バス等の送迎手段については、事業者側が用意する。

○実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

○民間プール施設が実施できる1日当たりの回数・・・ 午前2回＋午後1回

※ 学校、事業者の都合等により、スケジュールは調整、変更することができる。

※ 調整、変更にあたっては、事業者、当該校、本市教育委員会で、安全性の確保、業務の円滑な運営等の視点から事前に十分協議し、実施する。

5. 水泳指導実施想定スケジュールについて

令和6年度に実施した「四日市市学校プールの在り方に関する調査業務」により、事業者が実施可能な事業量について、具体のスケジュールを想定し検討している。以下はその実施想定スケジュールである。

○午前2回実施できる事業者の想定スケジュール

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業者A	実施可能回数		32回	40回	22回	0回	34回	36回	36回	30回	26回	36回	26回	318回
学校A	実施回数		18	12	6									36回
学校B	実施回数						6	6	6	6	6	6		36回
学校C	実施回数		6	21										27回
学校D	実施回数				6		9	3						18回
学校E	実施回数				6		12	9	6	3				36回
														153回

○午前2回＋午後1回、又は午前3回＋午後1回実施できる事業者の想定スケジュール

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業者B	実施可能回数		57～76回	60～80回	39～52回	0回	54～72回	57～76回	57～76回	45～60回	48～64回	51～68回	36～48回	504～672回
学校F	実施回数		18	18	12		9							57回
学校G	実施回数		6	18	12									36回
学校H	実施回数								18	18	18	21		75回
学校I	実施回数		6	15										21回
学校J	実施回数			9	12		21	9	12					63回
学校K	実施回数						18							18回
														270回

3. 令和8年度小学校全校実施の可能性について

上記の検討の結果、受け入れについて積極的な意向を示した事業者5社からの聞き取りを基に想定した実施可能回数、市内小学校全校の必要実施回数は以下の通りである。

○小学校全校実施の場合の必要実施回数 515クラス×3回＝1,545回

(※クラス数…令和6年度の学級数)

○事業者の想定実施可能回数(概算) 2,400回

令和8年度小学校全校実施については、事業者の想定実施可能回数や小学校全校の必要実施回数に照らし合わせると、事業者による送迎等の体制整備や実施スケジュール等の調整の必要はあるものの、実現できる可能性はあると考えている。

4. 委員会での主な議論

Q. 令和8年度にはすべての小学校で実施する予定とあるが、実施に前向きな5つの事業者に委託すれば全ての小学校の授業を実施することができるのか。

A. 送迎用車両の確保などの体制整備が必要であるものの、実施に前向きな事業者は現在実施している事業者も含めて5者であり、今回の入札に参加してもらえる見込みである。

Q. 指導員を新規で採用することにより指導員の質の確保が重要だがどのように考えているのか。

A. 必要な専門的指導については仕様書等に記載しており、各事業者とも連携して状況を確認しながら進めているため特段問題ない。

Q. 送迎用の車両の確保について、市から財政的な支援はしないのか。

A. 送迎についてはバス会社への委託も検討したが、現在のところ実施に前向きな5つの事業者で送迎用車両の手配はできる見通しだと聞いている。

Q. 指導員の増員や車両の確保はそれぞれの事業者への委託料の範囲で各事業者が自前で手配するのが原則という理解でよいか。

A. そのとおりである。

(意見) 指導員の質の確保には今後も留意して各事業者との調整をしてほしい。

<分科会での審査結果>

→ 別段意義なく、可決すべきものと決した。なお、保育士派遣業務委託費(債務負担行為)については、当委員会における議論の内容、事業の目的、懸念点を共有した上で、全委員で議論を深めるべく、予算常任委員会全体会において議論することを提案した。

議案第60号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

1. 改正の背景

災害弔慰金の支給等に関する法律が改正(令和元年8月1日施行)され、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する審査会の設置が市町村の努力義務となった。今般、新たに審査会を設置するにあたり、四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例を改正する。

2. 改正の内容

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例に、審査会名及び委員にかかる条項を追加するとともに、文言の整備を行う。

- ・ 審査会名 四日市市災害弔慰金等支給審査会
- ・ 委員会の委員 医師、弁護士、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

また、附則にて四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、審査会の委員の報酬（日額 21,400 円）を規定する。

3. 施行期日

令和 7 年 1 月 1 日

4. 委員会での主な議論

Q. 近隣の他市町の条例改正の状況を確認したい。

A. 県内では、津市が 6 月議会、松阪市、菟野町、鈴鹿市が 9 月議会において条例改正済みであり、桑名市は 12 月議会において条例改正を予定している。県外では、名古屋市、岐阜市は条例改正済みであり、岡崎市が来年 3 月議会での条例改正に向けて検討していることを確認している。

Q. 今議会で本市が条例改正議案を上程することについてどのように考えているのか。

A. 国の法改正に当たり動向を注視してきたが、認定には一定の基準や法的見地が必要なため、県に対して統一の基準を設けることを要望していたところだが、県が統一基準を示さない判断をしたことから、県内の市町で一斉に条例改正を行うこととなった。本市においては、条例改正後すぐに審査会を開催できるよう準備を進めてきたところであり、近隣他市町への調査や意見交換を重ねながら今回のタイミングで議案を上程することとなった。（意見）県が基準を示さないと決めた段階で、本市が一番に条例改正を行い、他市に対して範を示すべきだったと考える。

Q. 災害関連死は認定に半年から 1 年かかっている実態を見ると、県内であらかじめ統一した基準を設けておくべきと考えるがどうか。

A. 条例改正後に設置する弁護士や医師等の有識者による審査会を年に 1 回程度開催し、発災時に災害弔慰金の支給決定が迅速に行えるよう努める。

<委員会での審査結果>

→別段意義なく、可決すべきものと決した。

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

四日市市美術展覧会開催費（債務負担行為）について

1. 目的

市民の創作意欲を高めるとともに、美術に対する理解を深め、本市の美術水準の向上に寄与する。

2. 内容

第52回となる市美術展覧会開催にあたり、必要な準備経費を計上する。

なお、会場となる文化会館は、令和7年10月から令和8年9月にかけて、大規模改修に伴う休館を予定していることから、開催時期を休館前の令和7年5月末から6月初めに前倒して展覧会を開催する。

<第52回四日市市美術展覧会（予定）>

- (1) 会期：令和7年5月31日（土）から6月8日（日）まで
- (2) 会場：文化会館展示室及び第4ホール
- (3) 出品部門：日本画、洋画、彫刻、工芸、書道、写真

【参考】令和6年度実績

会期：令和6年9月28日（土）から10月6日（日）まで
出品点数：342点
観覧者数：3,532人

3. 補正予算額

388千円（財源内訳）その他特財 388千円
（まちづくり事業基金繰入金）

4. 債務負担行為

- ・市美術展覧会開催業務委託費
限度額 6,680千円
期間 令和6年度から令和7年度まで

<今後のスケジュール（予定）>

- 1月から2月 （公財）四日市市文化まちづくり財団と委託契約、
募集要項・ポスター・出品申込書の作成及び配布
- 3月から4月 出品申込書受付、展覧会開催の広報活動
- 5月 作品の受付、会場設営・作品展示、展覧会の開催等

5. 主な議論

（Q：委員からの質疑、A：執行部からの答弁、意見：委員からの意見）

- Q. 四日市市美術展覧会は毎年開催されているが、これは自治体に法的義務があるからなのか、それとも市が自主的に行っているのか。
- A. 美術展覧会の開催は法的義務ではなく、市民の美術創作意欲や文化水準を高めるための市の自主的な取り組みである。
- Q. 本市の予算規模は、同格市と比較してどの程度か。
- A. 以前に同格市について調べた結果、本市と同じような出展部門や予算規模であった。本市は出品料が無料であることが特徴で、出品数も高水準を維持している。
- Q. 応募総数と実際の出展数について確認したい。
- A. 出品者の要件と作品のサイズ規定があり、これをクリアした作品は全て審査の対象となる。審査の結果、展示にふさわしくないと評価された作品だけが選外となるが、ほぼ100%の作品が入選し展示されている。
- Q. 出品者の人数について確認したい。また、1人で2点、3点を出品する人もいるのか。
- A. 1人1点だけ出品できる。今年は、342点の作品が出品され、出品者は342人である。
- Q. 市美術展覧会は三浜文化会館でも実施可能か。
- A. 三浜文化会館での開催も検討したが、運営委員会の意見で、時期を変えてでも文化会館の方が展示しやすく見栄えも良いとの結論に至った。
- Q. 三浜文化会館は文化活動を行う場であるが、芸術を鑑賞する場所としては適していないということか。
- A. 三浜文化会館は練習活動をメインとした場であり、展示を行うにはピクチャーレールや展示用パネル、展示台の設備が十分ではないことから、大規模な展示には適さないと考える。
- Q. 今後の開催について確認したい。
- A. 今後の開催については、令和8年度開催を大規模改修工事終了後とすると令和9年度の開催時期と近すぎるため、令和8年度開催を後ろ倒しするのが良いのか、1回見送る方が良いのかを運営委員会と引き続き協議していきたい。
- Q. 今回の出展者には、次回開催が早くなることについて、既に周知しているのか。
- A. 今回の開催時に次回開催期間が変わる予定であることを周知している。
- Q. 作品を披露する場を求めている人がいることから、文化会館以外の場所でも展示できるように考えてはどうか。例えば、三浜文化会館や駅などの公共施設に展示スペースを設け

ることが考えられる。本市は、展示への投資が少ないため、市民の作品を展示できる場所を検討してもらいたい。1年ほどかけて具体的な計画を立てることを求める。

A. これまでも検討してきたが、小さなスペースでも展示できる場所を探していきたい。

◎委員会（分科会）における審査の結果

当分科会所管部分につきましては、議案第 51 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条 歳出歳入予算の補正 歳出第 2 款 総務費 第 1 項総務管理費 第 22 目体育施設費中 四日市ドーム施設管理運営費および、第 3 条 債務負担行為の補正（関係部分）のうち、四日市ドーム管理運営費については賛成少数により否決すべきものと決し、その他の部分については、いずれも別段の異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第 51 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

水質汚濁対策事業費

1. 目的

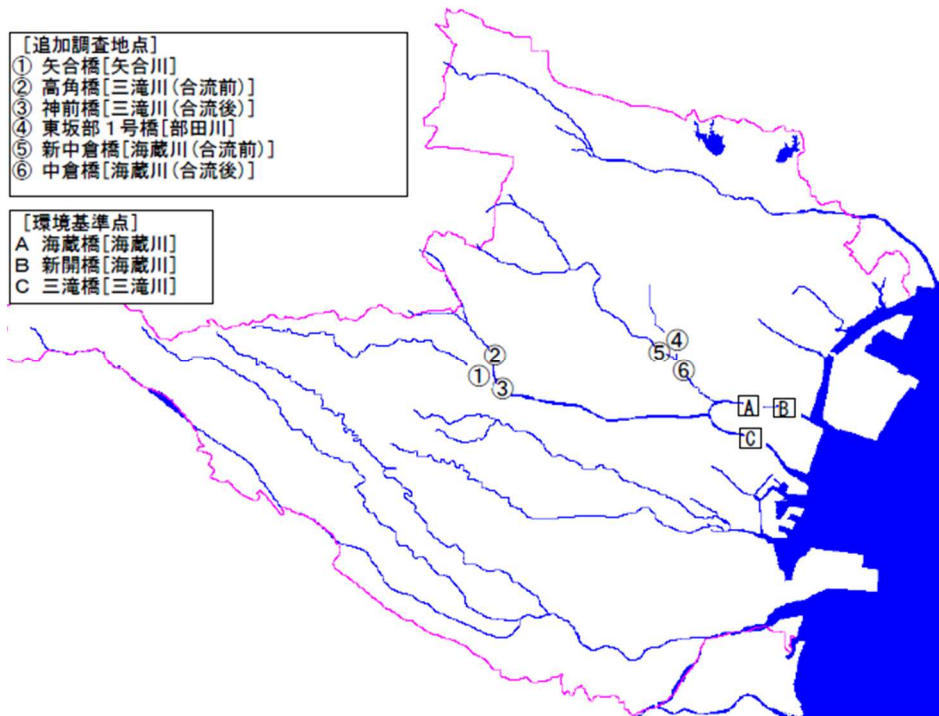
令和 6 年 6 月に実施した環境基準点 3 地点における P F O S ・ P F O A の水質調査の結果を踏まえて、海蔵川水系と三滝川水系の計 6 地点において追加の水質調査を行い、河川の水質状況を確認する。

また、桜地区から要望書が提出されたことを受けて、桜地区内の井戸 3 地点において、P F O S ・ P F O A の水質調査を行い、地下水の水質状況を確認する。

2. 内容

（1）海蔵川水系及び三滝川水系の追加調査

海蔵川及び三滝川の環境基準点より上流側に流入する河川（支流）が本流に合流した後の地点と本流・支流それぞれの合流前の地点を調査地点とする（①～⑥の計 6 地点）。



（2）桜地区内における地下水調査

桜地区内の井戸 3 地点で P F O S ・ P F O A の地下水調査を実施する。

3. 補正予算額

5 3 9 千円

（財源内訳） 一般財源 5 3 9 千円

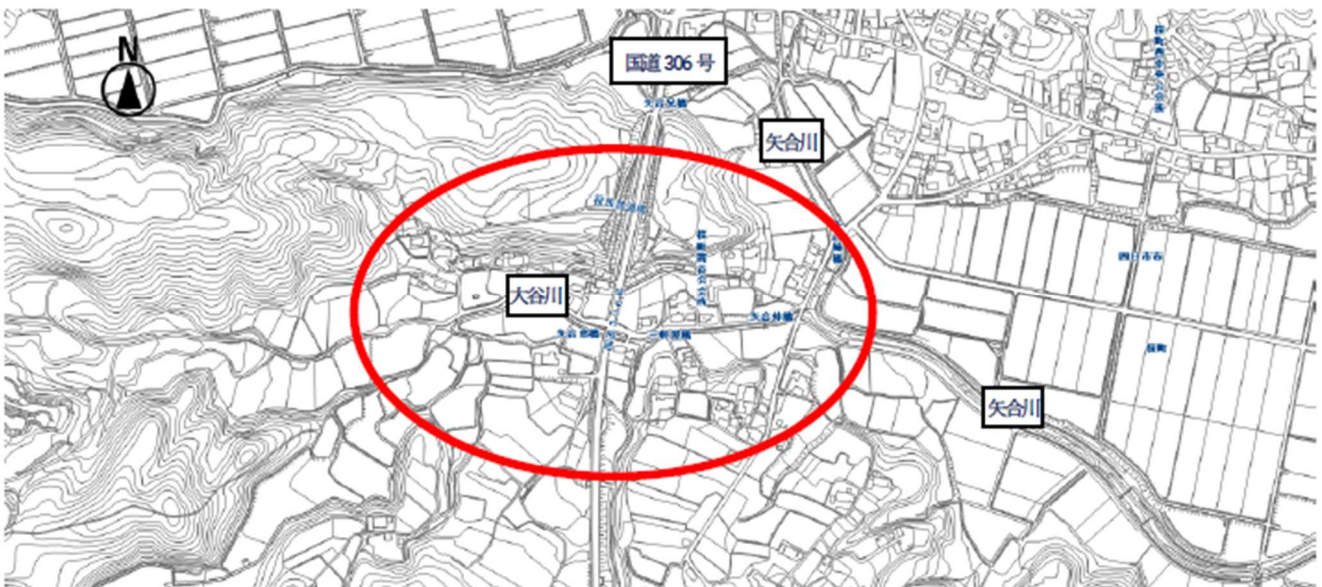
桜地区内における地下水調査について

1. 桜地区で地下水調査を実施する経緯について

市民団体が独自に調査した河川（矢合川等）の水質調査結果で、PFOS・PFOAの暫定指針値である50ng/Lを超える値が検出されたとの報道発表があった。この報道を受けて、桜地区連合自治会から令和6年8月29日付で桜地区内の地下水におけるPFOS・PFOAの水質調査等について要望書が本市に提出された。これに対応するため、本市としても地下水におけるPFOS・PFOAの水質調査を行うこととした。

2. 地下水の調査地点を3地点とした理由について

桜地区連合自治会と相談する中で、矢合川支流（大谷川）付近の下図の枠内で個人等が所有する井戸3地点が示され、その井戸で水質調査についての要望があった。当該3つの井戸は地形から見て地下水におけるPFOS・PFOAの状況を把握できる地点にあると考えられるため、候補地点としている。



3. 地下水調査の方針と今後のスケジュールについて

補正予算成立後に、速やかに桜地区連合自治会や井戸所有者と調整し、調査地点を確定した上で、年度内に調査結果が出るように地下水採水・分析調査を実施する。

令和6年度の調査結果を踏まえて今後の対応を検討していく。

4. 分科会での主な議論

- Q. PFOS・PFOAの調査について、地下水と河川水で調査方法に違いはあるのか。
- A. 基本的に同じ方法で分析する。
- Q. 河川や井戸の水質調査の結果に降雨の影響はあるか。
- A. 河川については降雨の影響がない日にサンプリングをするが、井戸の水については河川ほどの影響は受けにくいいため、基本的には気象状況を考慮せずに調査できると考えている。
- Q. 今回の地下水の水質調査は地区の要望を受けて実施するとのことであるが、今後も他の地区から要望があれば調査するのか。
- A. 他の地区から要望があった場合は、周辺の河川等の状況も踏まえて調査を検討していきたい。
- Q. 市内の産業廃棄物不適正処理事案近隣の河川の水質調査は実施しないのか。
- A. 市としては、PFOS・PFOAの数値の原因が断定できない中、市全域の河川を下流側から遡って上流側まで調査をしていきたいと考えている。
- Q. 今回の追加調査は今後も継続していくのか。
- A. 環境基準点については継続して調査し、追加調査については、PFOS・PFOAの高い数値が出た地点について継続してモニタリングすることを検討していく。
- Q. 井戸水についても継続して調査するのか。
- A. 高い数値が出た場合は同様にモニタリングを継続していく必要があると考えている。
- Q. 水質調査の結果はどのように議会へ報告されるのか。
- A. 適宜、委員会へ報告するとともに、市ホームページでも順次公表していきたい。
- Q. 水質調査を行う予定の井戸は災害時の防災井戸の指定を受けているものか。
- A. 防災井戸としては指定されていない井戸と聞いている。
- Q. PFOS・PFOAの発生源として産業廃棄物埋立処分場の可能性があると思うが、河川等の水質調査にあたって、三重県への費用負担の要請等を検討しないのか。
- A. 河川等の水質調査にあたっては、水質汚濁防止法上の政令市である本市が実施しているものであるが、三重県とは引き続き情報共有をしていきたい。

議案第67号 工事請負契約の締結について

－近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その9）－

1. 目的

近鉄四日市駅とJR四日市駅を結ぶ中央通りや駅前広場等の再整備により、中心市街地の活性化や交通機能の向上を図るものであり、近鉄四日市駅の東側において、近鉄四日市駅・バスタ四日市・あすなろう四日市駅等を結ぶ直線デッキの整備（土木工事）を行うものである。

2. 工事概要

歩道橋（連続鋼床版鈹桁ラーメン橋）

橋長 $L = 71.86\text{ m}$ 有効幅員 $W = 3.0\text{ m}$ 、 3.5 m 、 5.0 m

（全幅 $W = 3.3\text{ m}$ 、 3.8 m 、 5.3 m ）

本体下部工 橋脚 鋼製円柱（ $\phi 900$ ） 4箇所

基礎 回転圧入鋼管杭（ $\phi 1400$ $L = 17.5\text{ m}$ 、 20.0 m ） 4箇所

本体上部工 連続鋼床版鈹桁橋（桁製作・架設工） 1橋

昇降口基礎 RCフーチング 2箇所

階段上部工 鋼床版I桁橋（桁製作・架設工） 2箇所

3. 契約金額

578,600,000円

4. 契約の相手方

大成・信藤・中村特定建設工事共同企業体

5. 契約期間

契約の日から令和8年5月29日まで

6. 入札方法

随意契約

7. 工事のスケジュール

工種	令和6年度					令和7年度										令和8年度		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
桁製作工																		
杭工																		
橋脚工																		
架設工																		
溶接工、塗装工、防水工																		

8. 円形デッキの大きさについて

令和5年5月に取りまとめた基本計画では、下記の将来イメージ図に示すように、車道を南側へ集約し北側にバスターミナルを配置するとともに、多くの乗り継ぎ利用者やまちへ移動する来訪者が、安全・快適に移動できるよう、円形デッキや直線デッキを配置する計画としている。

この歩行者デッキは、デッキの柱が設置できる位置などの条件を踏まえ、中央通りの南側に集約された車道や自転車道、歩道を跨ぐ形で直径40.5mの円形デッキを配置するとともに、近鉄四日市駅やあすなろう四日市駅、バスタ四日市、まちと連絡するため、円形デッキ北側に延長29.1mの直線デッキを配置する計画としている。

将来イメージ図は、設計のデータを3Dモデル化し作成しており、現在施工中の円形デッキの大きさ等を忠実に再現したものとなっている。

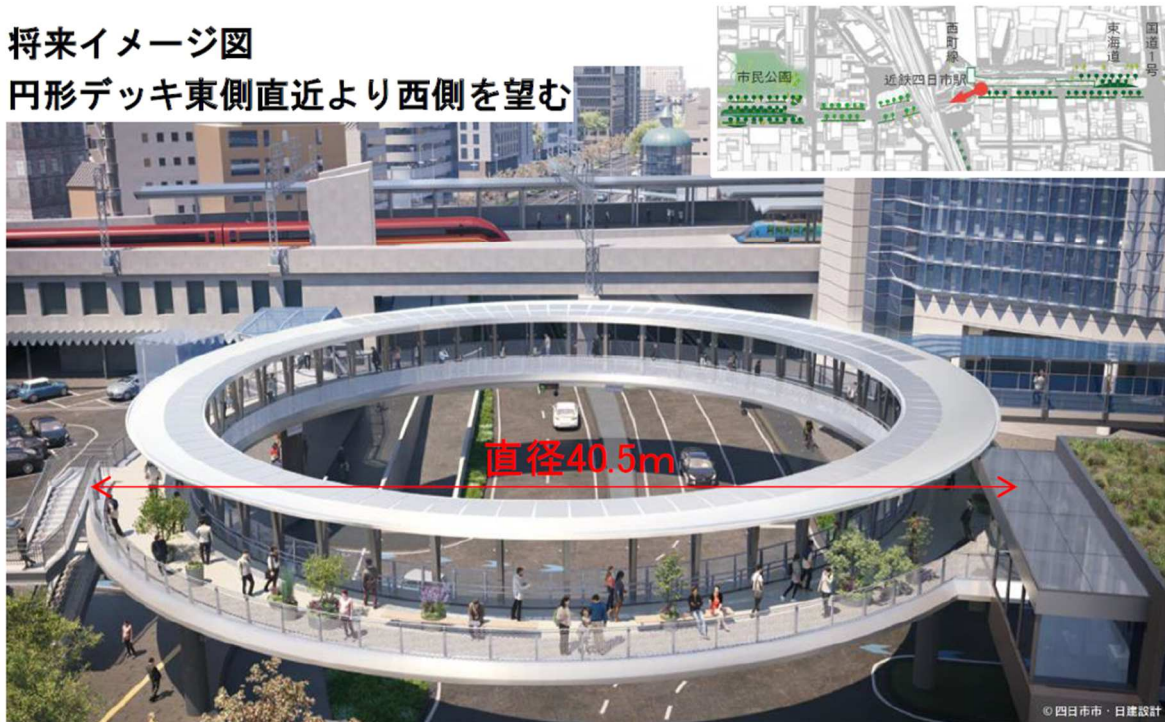
将来イメージ図

近鉄四日市駅上空より東側を望む



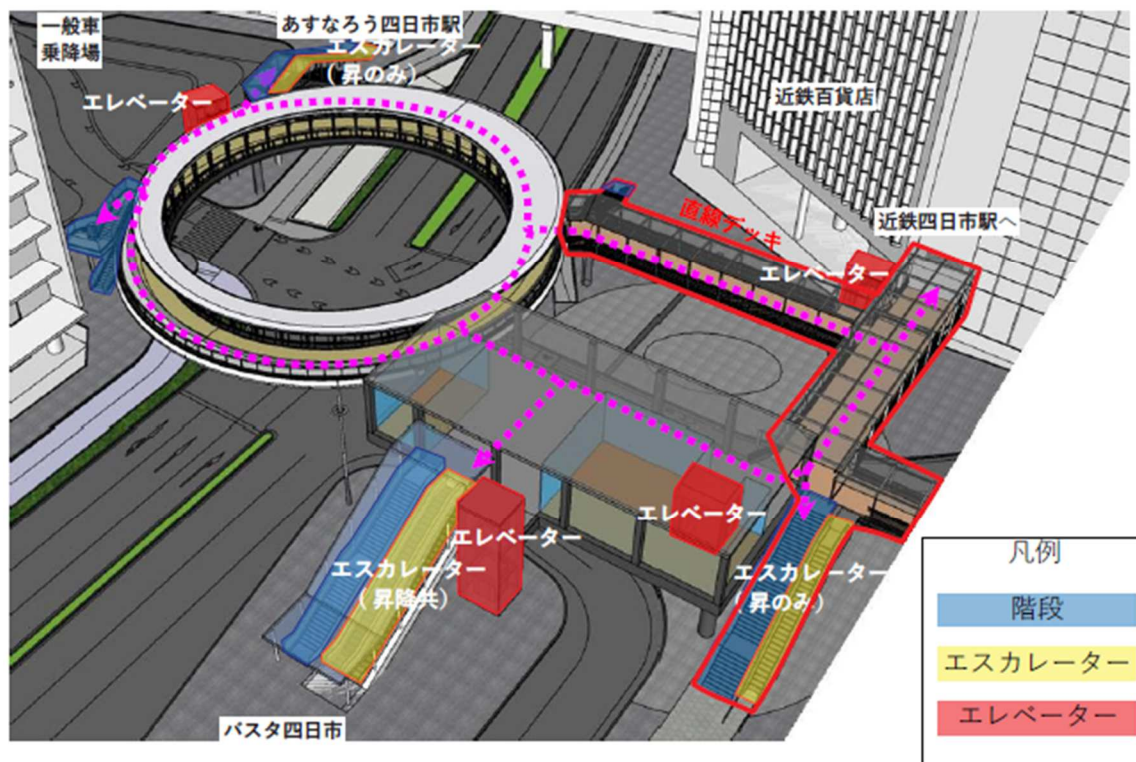
将来イメージ図

円形デッキ東側直近より西側を望む



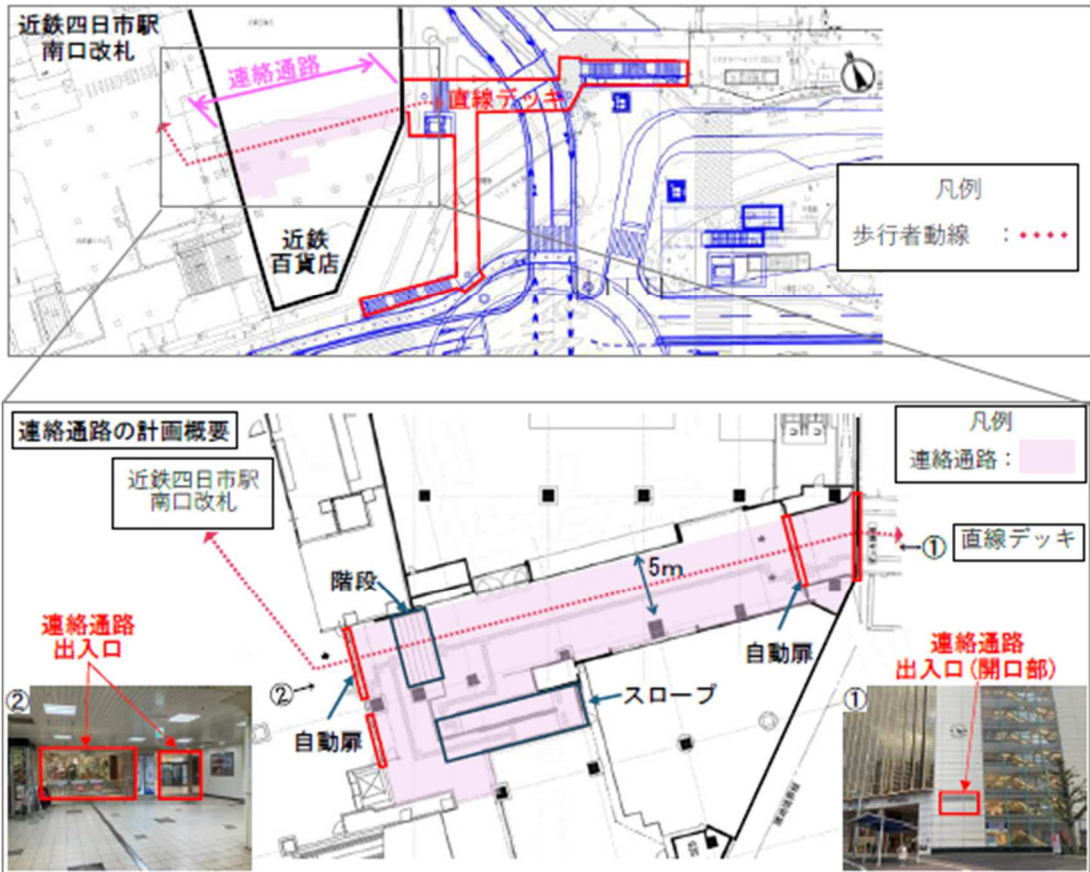
9. 直線デッキと近鉄四日市駅及び近鉄百貨店の接続について

直線デッキは、下図のように近鉄百貨店東側の壁を開口して2階フロアに接続する計画としている。



下図に示すように建物内に連絡通路を整備し、近鉄四日市駅南口改札に連絡する計画としている。なお、出入口には自動ドアを整備する。

また、本工事は直線デッキの橋桁や橋脚などを整備する土木工事であり、連絡通路などの工事は含まれていない。現在、近鉄百貨店内の連絡通路の設計を進めており、来年度から連絡通路などの整備を進めていく予定としている。



(参考) 連絡通路および直線デッキのイメージ図



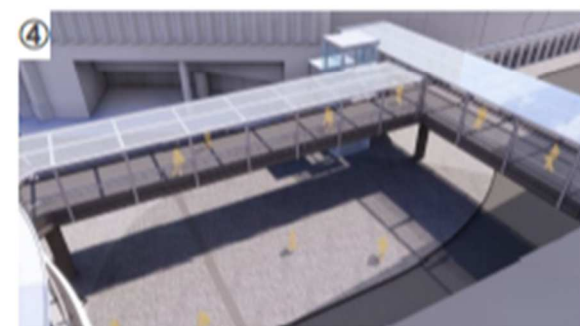
① 直線デッキから連絡通路を望む



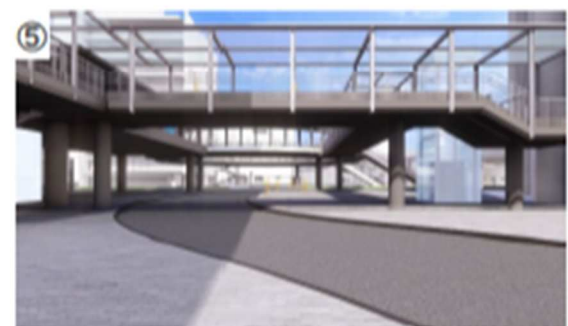
② 連絡通路内から直線デッキ方面を望む



③ 近鉄四日市駅南口から連絡通路を望む

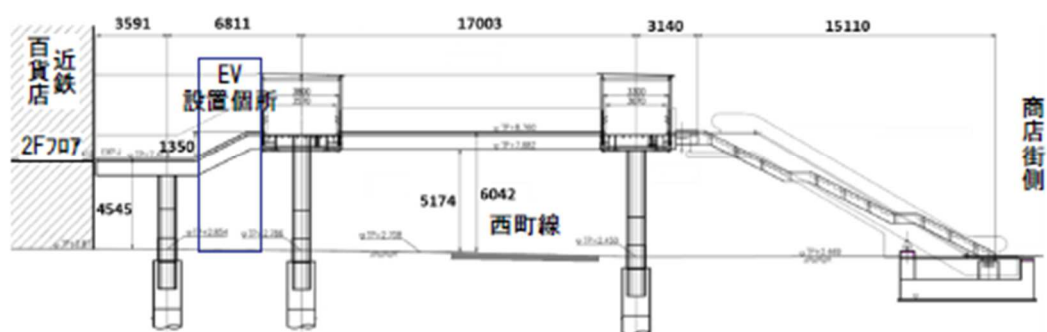


④ バスタ側から直線デッキを望む



⑤ 西町線から直線デッキを望む

(参考) 近鉄百貨店から商店街側までの直線デッキの断面図(東西方向)



10. 分科会での主な議論

- Q. 円形デッキ南東側から地上への接続は階段だけか。
- A. 指摘された場所の接続は階段のみだが、近接する場所にエレベーターを設置する予定である。
- Q. エレベーターに自転車を乗り入れることはできるのか。
- A. 円形デッキは歩行者用であり、自転車は車道に施した矢羽根型の路面標示に沿って道路を横断するようお願いしたい。
- Q. 近鉄四日市駅西側の中央通りを渡る横断歩道の位置に変更はないのか。
- A. 基本的に変更はない。
- Q. 今回整備する直線デッキで道路を横断することは可能か。
- A. 歩行者デッキの各所に設置する階段やエレベーター、エスカレーターでデッキに上り道路を横断する計画である。
- Q. 近鉄四日市駅との連絡通路の整備について、鉄道事業者の合意は得ているのか。
- A. 連絡通路の整備について合意は得ており、詳細な条件等は協議中である。
- Q. 協議の結果は議会へ報告があるのか
- A. 協議状況については、改めて議会へ報告したい
- Q. 連絡通路に休憩所や案内板の設置は検討していないのか。
- A. 連絡通路は人の往来が多く通路となることが予想されるため、案内情報の掲示等について検討していきたい。
- (意見). 公共交通機関の乗り継ぎを分かりやすくし、本市を訪れた人が利用しやすいものにしてほしい。

◎委員会（分科会）における審査の結果

別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

予算常任委員会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第 51 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

保育士派遣業務委託費について

◎執行部から提案のあった債務負担行為補正の内容

1. 目的

保育士不足による待機児童を解消するとともに、安定的な保育サービスを提供するため、公立保育園・認定こども園に必要な保育士を確保する。

2. 内容

公立保育園・認定こども園で勤務する保育士の派遣業務委託を行う。

これまでパートタイムの保育士については市がハローワークなどを通じ人材を募集した上で直接、任用を行っていたが、保育業界に通じた派遣会社へ人材派遣を委託することで、これまでよりも幅広く人材を確保できる。派遣保育士を令和 7 年 4 月から受け入れるため、入札・契約を令和 6 年度中に行うことから、債務負担行為を設定する。

<委託の概要>

- 対象施設：公立保育園、公立認定こども園
- 委託期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 予定人数：21 名

3. 債務負担行為（追加）

限度額 102,900 千円

期 間 令和 6 年度から令和 7 年度まで

◎委員会での執行部からの説明

1. 保育士の人材派遣における経験・スキル等の条件指定

保育人材を一人でも多く確保するため、人材派遣の対象者は、保育士資格を有することのみを条件とし、保育施設等における勤務経験の年数や幼稚園教諭資格の所持については問わない方針です。

そのため、人材派遣の保育士には、業務内容を「保育業務」とした上で、正職員のようなクラス担任ではなく、会計年度任用職員（パートタイム）と同様の補助的役割を担って頂くことを予定しています。

また、労働者派遣法により、派遣先となる市は、事前面接、履歴書送付、若年者限定など派遣労働者の特定目的行為を行うことが禁じられているため、派遣労働者を選考することはできません。

そのため、派遣労働者の派遣を受けた後、本人の希望等を考慮し、配置園や担当業務について調整する見込みです。

2. ハローワーク等による募集と比べた場合の人材派遣のメリット・デメリット

<メリット>

- ①保育士業界に通じた人材派遣事業者の募集ノウハウを活用できるとともに、募集に要する職員の労力を軽減できます。
- ②人材派遣事業者からの聞き取りによれば、最近では自ら職探しに動くのではなく、人材派遣に登録して紹介を待つタイプの方もいるため、従来の募集方法では反応がなかった保育人材を確保できる可能性があると考えています。

<デメリット>

- ③市が直接雇用する場合の会計年度任用職員（パートタイム）の人件費よりも、人材派遣の委託料はコスト高となる見込みです。
- ④市内で既に働いている保育士が人材派遣事業者に流出してしまう可能性もあるため、転職等の状況を注視していく必要があります。

3. 人材派遣事業者の候補や所在地

近隣の名古屋市等に拠点を持ち、全国展開している保育士専門の人材派遣事業者や、県内北勢地域の自治体で保育士派遣の契約実績がある人材派遣事業者を複数想定しています。

また、保育士登録数の多さなど、保育業界に強みを持つ人材派遣事業者は、創業地から全国展開を図っている場合が多く、北勢地域や市内のように営業範囲が限られていることはありません。

4. 待機児童の見直し等

保育認定の新年度入所申込みについては、9月末までの一次申請を取りまとめた速報値で、1,813世帯〔+26世帯〕、2,095児童数〔△44児童数〕となり、引き続き保育ニーズが高い状況が続いています。

さらに、令和6年10月1日時点の待機児童数は272人〔+151人〕、入所待ち児童数は1,091人〔+87人〕となりました。令和6年4月1日時点の待機児童数72人、入所待ち児童数278人からは、それぞれ+200人、+813人の増加となっています。

今後、1～2月にかけて新年度の入所調整を行った結果、令和7年4月1日時点の人数が確定します。

5. 保育士の人材派遣の増員検討

年度当初の待機児童が解消できるかどうかは、私立園の受け入れ枠や公立園の職員体制に左右されます。

そのため、私立園に対しては、新年度に向けて、最大限の受け入れを強く要請するとともに、低年齢児の受け入れ枠拡大に向け、新たな支援策を検討しています。

一方、公立園においては、育児休業や病気休暇等の欠員、採用内定者の辞退、自己都合退職者、再任用の承諾者、会計年度任用職員（パートタイム）の確保状況などを踏まえ、今後の人事異動の結果によって職員体制が固まるため、それに応じて入所受け入れ枠を調整していきます。

今回補正予算の債務負担行為に計上した人材派遣業務委託については、こうした公立園の職員体制をさらに補い、待機児童の解消につなげようとするものです。また、年度途中の欠員に対しても、人材派遣によって職員体制を強化する効果が期待できます。

その上で、積算の想定人数を超えて、さらに保育士を確保できると見込まれる場合は、必要に応じて、予算の確保に努めていきたいと考えています。

○参考

別表：「各年4月1日及び10月1日時点の待機児童数と入所待ち児童数」

上段の数字：待機児童数、下段の数字：入所待ち児童数

	H30		H31		R2		R3		R4	
	4.1	10.1	4.1	10.1	4.1	10.1	4.1	10.1	4.1	10.1
0歳児	0 9	56 243	0 10	44 198	0 14	52 323	0 17	66 322	0 24	43 405
1歳児	31 121	73 196	0 57	43 151	0 52	10 125	0 76	35 196	0 61	21 192
2歳児	1 17	10 61	0 29	7 74	0 15	5 49	0 23	2 72	0 32	10 101
3歳児	1 10	1 26	0 13	0 22	0 12	2 35	0 24	2 30	0 18	6 50
4歳児	0 1	0 5	0 3	0 9	0 2	1 6	0 3	0 5	0 3	1 11
5歳児	0 0	0 2	0 2	0 1	0 0	0 5	0 0	0 1	0 0	0 1
合計	33 158	140 533	0 114	94 455	0 95	70 543	0 143	105 626	0 138	81 760

	R5		R6	
	4.1	10.1	4.1	10.1
0歳児	0 21	56 544	3 28	78 503
1歳児	0 90	39 257	43 149	115 344
2歳児	0 17	10 128	13 63	61 172
3歳児	0 36	14 64	12 32	17 50
4歳児	0 6	1 8	1 6	1 14
5歳児	0 0	1 3	0 0	0 8
合計	0 170	121 1,004	72 278	272 1,091

◎委員会における主な議論

- Q. 派遣保育士も、本市の保育士と同様に幼児教育センター等における職員研修を受講するのか。
- A. 保育の質の担保という観点から、派遣保育士も職員研修を受講してもらう必要があると考えており、人材派遣会社に対する事前の聞き取りでは、勤務時間内であれば受講してもらうことは可能だと聞いている。
- Q. 市が雇用する会計年度任用職員（パートタイム）の保育士よりも高い時給となることが予想されるが、派遣会社に人材が流出するといった可能性はないのか。
- A. 会計年度任用職員（パートタイム）については、来年度に時給の引上げを行う予定であり、また、賞与も含めた年間の給与では、会計年度任用職員（パートタイム）の保育士が派遣保育士を上回る、あるいは、均衡するような設計としている。
- Q. 当事業は、これまでに実施してきた本市の保育士確保の仕組みに悪影響を及ぼすことも懸念されるが、そのような事態への対策はあるのか。
- A. 当事業は待機児童を減らすための緊急対策であり、実施した結果、悪影響が大きいとなれば1年間で事業を終了することも考えられる。
- Q. 状況によっては事業を終了することも想定しているとのことだが、その場合、派遣保育士は就労先を失うことになるのではないのか。
- A. 事業を終了する場合でも、新たな募集をしないというだけで、一度配置した派遣保育士との契約を年度途中で打ち切ることはない。
- Q. 本市には認可外保育施設も含め、既に派遣保育士を配置している私立園もある中で、当事業を実施することによって、私立園における保育人材の不足を引き起こしてしまうのではないのか。
- A. 私立園関係者からも同様の意見をいただいております。懸念点については認識しているため、そういった事態とならないよう留意していきたい。
- Q. 私立園や他自治体における保育人材の不足という事態を引き起こす可能性のある保育士の人材派遣事業を実施するのではなく、私立園への補助を充実させるなど、別の策を講じるべきではないか。
- A. 公立園における保育士の人材派遣を行うのみではなく、私立園に対しては、来年度において補助制度の新設や拡充を検討しており、本市全体の待機児童を解消するために、公立・私立両面での施策を展開していきたい。
- Q. これまでに市が様々な手を尽くしても保育士が不足している現状がある中で、派遣会社を通じた募集を行って人材が確保できるのか。
- A. 必ず確保できるという保証はないが、派遣会社は行政にない募集のノウハウを持っていることや、派遣での就労を選択している人材もいると聞いていることから、従来の方法よりも可能性は高まる。
- (意見) 派遣保育士の配置も一時的に必要な事業だと理解するが、これまで実施してきたような保育士確保策についても、より取組を強化するべきである。

四日市ドーム管理運営費について

◎執行部から提案のあった債務負担行為補正の内容

1. 目的

市民の健康づくり、体力づくり及び競技力の向上を図る場並びに多種多様なイベント開催の場を提供する四日市ドームにおいて、施設の管理運営を効率的かつ円滑に行うとともに、施設及び附随する設備の適切な維持管理を行い、利用者等が安全・安心に当該施設を利用できるよう、ドームの総合管理業務委託等を行う。

2. 内容

【対象施設】

名 称：四日市ドーム

住 所：大字羽津甲 5169 番地

構 造：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 地下1階、地上3階

面 積：21,072 m²（建築）、23,143 m²（延床）

開 館 日：4月1日から12月28日

翌年1月4日から3月31日

休 館 日：月曜日（ただし、その日が祝日の場合はその翌日）

12月29日～1月3日

開館時間：午前9時から午後9時まで

3. 債務負担行為（追加）

（1）四日市ドーム総合管理業務委託費

限度額 82,500千円

期 間 令和6年度から令和7年度まで

（2）四日市ドーム管理運営・教室運営業務委託費

限度額 32,560千円

期 間 令和6年度から令和7年度まで

（3）四日市ドーム自家用電気工作物保安管理業務委託費

限度額 2,372千円

期 間 令和6年度から令和7年度まで

（4）四日市ドーム空調設備機器保守点検業務委託費

限度額 9,383千円

期 間 令和6年度から令和7年度まで

（5）四日市ドーム機械警備業務委託費

限度額 779千円

期 間 令和6年度から令和7年度まで

◎委員会での執行部からの説明

1. 今後のスケジュール等について

(1) 四日市ドームを直営管理とした経緯

四日市ドームは、竣工から相当年数が経過し大規模改修が必要となったことから、令和7年度から令和8年度までの2年間で、改修工事を行う計画としていた。

そのため、令和5年度に四日市ドーム大規模改修工事基本計画を策定したところ、全体事業費が約62億円と高額となったことから、令和6年1月に開催された産業生活常任委員会の協議会において、大規模改修の実施を一旦、見送ることを報告した。

加えて、現在の指定管理期間が令和6年度をもって終了すること、今後の維持保全・管理運営の進捗が見通せないことから令和7年度から市の直営管理とする方針も示した。

また、令和6年2月定例会月議会においては、令和6年度に四日市ドームの施設の維持保全及び管理運営手法を検討していくことや令和7年度から直営管理とすること等を説明してきた。

(2) 今後のスケジュール(予定)

四日市ドームの現状については、年16万人(令和5(2023)年度の実績)が利用する市で最も大きなスポーツ施設であり、アリーナの平均稼働率は80%から90%台の高水準で推移している。

また、近年、猛暑日やゲリラ豪雨が増えているなか、天候に左右されずにスポーツやイベントができる市内で唯一の全天候型多目的施設であることから、運動会、体育祭やイベントなど、安定的に開催したいといったニーズは、益々、高まるものと考えている。

このように四日市ドームについては、利用者も多く、他の施設では代替できない全天候型多目的施設であることから、施設を維持していく方向が望ましいと考える。

一方、四日市ドームを維持していくためには多額の改修費用が必要となることから、工事にかかる事業手法や改修費用の精査、また新たな利用方法や収益性の改善など、慎重かつ総合的に検討を進め、令和6年度末を目途に方針をまとめ、令和7年5月の議員説明会において報告することを予定している。

【現時点のスケジュール案】

	令和6年度	令和7年度
検討事項など	<ul style="list-style-type: none">・民間事業者、学識経験者などへのサウンディング・改修費用の精査検討・工事に係る事業手法の検討・新たな利用方法や収益性改善の検討等	<ul style="list-style-type: none">・事業手法の選定、仕様書作成、設計金額の算出・施設休館の検討、周知 等
市議会	<ul style="list-style-type: none">・11月(委員会、全体会にて中間報告)・2月(委員会にて中間報告)・2月(直営にかかる当初予算説明)	<ul style="list-style-type: none">・5月(議員説明会にて報告) ※検討結果に応じ、工事費用等の補正予算要求を検討

2. 四日市ドームの現状整理

四日市ドームは、「健康づくり、体力づくり及び競技力の向上を図る場」であるスポーツ施設としての役割とともに、「多種多様なイベント開催の場」であるコンベンション施設としての役割が整理されている、屋内型の複合施設である。

「施設の現状分析」や、「基礎調査」における「スポーツ施設利用者アンケート調査」で把握した市民などの利用者の声や、類似施設に対するアンケート調査で把握した類似施設の状況を踏まえて、下記のように、四日市ドームの現状を整理した。

【四日市ドームの現状】

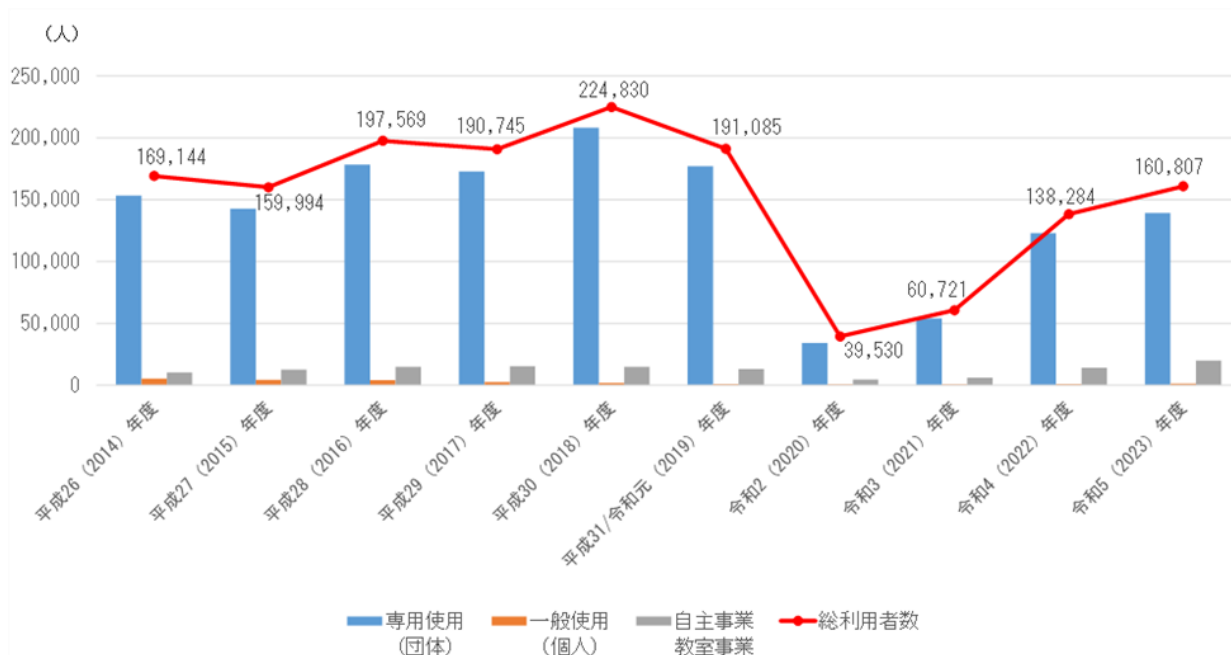
- ・ 年16万人が利用する市で最も大きなスポーツ施設
- ・ アリーナの平均稼働率が80%から90%台の高水準で推移するスポーツ施設
- ・ 立地や機能を活かした大規模大会・イベントの会場（ソフトテニス、ばんこ祭り、“よんてつ”等）
- ・ 運動会・体育祭や、企業イベントなど、潜在的なニーズへの対応
- ・ 天候に左右されずにスポーツやイベントができる大きな施設

3. 利用人数

利用者数は、年間で160,807人となっている（令和5（2023）年度実績）。

市の人口301,956人（令和5（2023）年10月1日時点）と比較した場合、市民一人当たりで換算すると年間に0.53回利用（2人に1人が利用）している計算となり、利用者数の規模が大きいことが分かる。また、市のスポーツ施設の中で、中央フットボール場215,273人、総合体育館200,181人に次いで、3番目に利用者数が多い。

【利用者数の推移（過去10年間）】



◎委員会における主な議論

Q. 現在、四日市ドームは大規模改修の実施を一旦見送っている状況だが、利用者に危険が及ぶ可能性はないのか。

A. 大規模改修については予防保全の考えから計画をしていたものであり、ただちに崩落等の危険性があるわけではない。

Q. 内部鉄骨に錆びや腐食が見られる状況の中、大規模改修にかかる全体事業費が非常に高額となることから施設のあり方について再検討を行うことは昨年度に説明を受けていたが、その検討結果を示さないまま、来年度は指定管理者による運営よりもコストのかかる市の直営とすることを提案する市の姿勢には問題があるのではないか。

A. 今年度、総合的に検討を行い、方針をまとめた上で、来年5月には議会にその結果を報告する予定である。

Q. 今議会に提出されている四日市ドームを市の直営とするために必要な議案が認められなかった場合、来年度の四日市ドームの運営はどうなるのか。

A. その場合、指定管理者による運営となることが考えられるが、指定管理に係る予算や選定にも議会の議決が必要となることや、公募から選定までの手続に時間を要することから、現実的ではない。

(意見) 今回の四日市ドームのあり方の検討も含め、多額の経費を要し、市民も高い関心を持つ事業を進める際に、議会に対する事前の丁寧な説明を行うことなく議案提出に至り、短い審査期間の中で判断を求めるような行政の姿勢には反省を促すとともに、改善を求めたい。

(意見) 耐用年数が70年の施設である四日市ドームが、竣工から30年も経過していないにもかかわらず、約62億円もの改修費用が必要となった原因のひとつには、立地環境を考慮せず設計を行ったことがあるのではないかと予想するため、原因分析を行い、その反省を今後活かすべきである。

Q. 四日市ドームは錆びや腐食がかなり進行しているとのことだが、定期的な点検は実施していたのか。

A. 法令の基準に則り、指定管理者が日常的な点検を実施している。

(意見) 公共施設の維持管理費用については将来的に多額の不足が生じることが見込まれている中で、新設や既存施設の長寿命化をどのように図っていくかについては、財政経営部を中心とした庁内全体の議論を行い、検討してほしい。

○委員会における議案審査の結果

＜議案第 51 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）＞

保育士派遣業務委託費（債務負担行為）について、「保育士不足を解消するためには保育士の処遇改善を図ることが最も重要だと考えるが、当事業では保育士に対する直接の処遇改善につながらない」との反対討論がありました。

四日市マリッジサポート事業業務委託費（債務負担行為）について、「開催実績を見ると男女で参加に偏りがあり、参加者数が想定に達していないこともあった当事業に年間 800 万円もの予算を投じることは、費用対効果の面で問題がある」との反対討論がありました。

四日市ドーム施設管理運営費（四日市ドーム指定管理料）及び四日市ドーム管理運営費（債務負担行為）について、「本件については今後の四日市ドームのあり方を示すのと併せて提案されるべきであり、当議案を否決したとしても四日市ドームの運営にただちに問題が生じるとは考えられない」との反対討論がありました。

四日市ドーム施設管理運営費（四日市ドーム指定管理料）及び四日市ドーム管理運営費（債務負担行為）について、「四日市ドームを令和 7 年度以降は市の直営とする方針は過去に示されており、今回の審査において、来年 5 月には施設のあり方についての検討結果を報告する予定であるとの説明があったため問題ない」との賛成討論がありました。

当予算案を採決したところ、賛成多数により可決されました。

＜議案第 52 号から議案第 59 号及び議案第 78 号から議案第 81 号の 12 議案＞

別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

四日市市議会 11 月定例月議会の概要

四日市市議会は、11 月定例月議会を 11 月 27 日から 12 月 25 日までの 29 日間の日程で開催し、市長提出議案 36 件及び請願 4 件について審議しました。

議案第 51 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号）及び議案第 62 号 四日市ドーム条例の一部改正 について、賛成多数で原案のとおり可決しました。そのほか 33 件について、全会一致で原案のとおり可決したほか、1 件の人事案件に同意しました。

また、請願 4 件のうち、6 月定例月議会、8 月定例月議会において審査期限が延期された 請願第 3 号 P F A S 曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域の P F A S 汚染の実態把握を早急に行うよう求めること、及び今議会で提出された 請願第 12 号 小中学校給食の無償化を求めること については、賛成多数で審査期限を延期することとしました。また、請願第 11 号 生活困窮世帯へのエアコン購入・設置費用の助成を求めることについては、賛成多数で採択し、請願第 13 号 行政書士制度の理解及び行政書士法遵守を求めることについては、全会一致で採択しました。

1. 市長提出議案 36 件

① 補正予算議案 13 件

一般会計補正予算（第 6 号） など

② 条例一部改正議案 8 件

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 など

③ 人事案件 1 件

教育委員会委員 菅生 寿子 氏（新任）

④ その他 14 件

契約の締結 工事請負契約の締結（文化会館空調設備ほか更新工事） など

土地の処分 波木町

動産の取得 小学校教師用指導書 など

市道路線の認定 小古曾 1 2 1 号線ほか 3 路線

2. 請願 4 件

- ・ P F A S 曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域の P F A S 汚染の実態把握を早急に行うよう求めること
- ・ 生活困窮世帯へのエアコン購入・設置費用の助成を求めること
- ・ 小中学校給食の無償化を求めること
- ・ 行政書士制度の理解及び行政書士法遵守を求めること

11月定例月議会における代表質問について

	議員名	質問項目
1	小林 博次	市長の所信表明に関連して
2	平野 貴之	市長所信表明について問ふ
3	樋口 龍馬	市長の所信表明に関して
4	荒木 美幸	市長の所信表明について ～未来をつくる・暮らしを支える・いのちを守る～
5	川村 幸康	市長の所信表明について

11月定例月議会における一般質問について

	議員名	質問項目（通告順）
1	上 麻理	<ul style="list-style-type: none"> ・食料高騰における学校給食は大丈夫？ ・公共施設マネジメントー公共施設の現在・過去・未来ーそしてこれから新設される公共施設の在り方について見えない未来の為に今やるべきこと
2	荻須 智之	<ul style="list-style-type: none"> ・大矢知・平津事案の跡地の管理について ・なぜ中央緑地公園水泳競技場は再建されないのか？ ・当市の水道水、学校給食は安全と言えるのか？
3	森 康哲	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の現状と課題について ・リニューアルした四日市市防災教育センターと地震体験車について
4	笹井 絹予	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心なまちづくりと市民のための利便性
5	笹岡秀太郎	<ul style="list-style-type: none"> ・「稲葉三右衛門翁」の偉業を後世に ・「育成就労」改正法について
6	伊世 利子	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の設置について ・空き家の活用について ・市立四日市病院の患者中心の医療について
7	小田あけみ	<ul style="list-style-type: none"> ・市の所有するグラウンド等の整備について ～スポーツをすることもたちのための練習環境の整備 ・子どもまんなか社会とは？ ～四日市の子どもたちにとっての意味を問う
8	村山 繁生	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の漏水対策について ・人事異動「職員の自律的なキャリア形成」に向けて
9	加納 康樹	<ul style="list-style-type: none"> ・「これからの市営住宅の在り方について」 ～長寿命化、入居停止後の対応、管理の民間委託～
10	谷口 周司	<ul style="list-style-type: none"> ・今こそ「四日市コンビナート支援」 ・教職員の働き方を考える！！ ・「伊坂ダム」に更なる魅力を！！

	議員名	質問項目（通告順）
11	山田 知美	<ul style="list-style-type: none"> ・無戸籍者支援の推進について ・市民の安全を守る防災支援の選択肢 ・多様性と実用性を考える中学校制服の見直しについて
12	辻 裕登	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休暇中のこどもの預け先について ・自治会のデジタル化が進む仕組み作りを
13	早川 新平	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市の津波対策について
14	今村 厚美	<ul style="list-style-type: none"> ・この施設をもっと早く知りたかった ～こどもの健康・発達の相談について～
15	水谷 一未	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもファーストの四日市であるために
16	田中 徹	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員のなり手不足対策について ～民生委員活動のPRと活動軽減策～ ・「四日市で働こう！」 四日市市奨学金返還支援事業について？ 四日市の奨学金について？
17	太田 紀子	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の人材確保のために働く環境の整備と改善を
18	村上 暁	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・有機フッ素化合物（PFAS）について
19	山口 智也	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅における迷惑駐車について ・子どもの発達支援における医療提供体制の構築について ・「デジタル回覧板」導入に関するその後の検討状況について
20	森 智子	<ul style="list-style-type: none"> ・お茶の未来を考える ・プラごみ削減でエコな暮らしを大応援 ～非接触型冷水器の設置を～
21	樋口 博己	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における、自宅での避難と避難状況の見える化 ～命を守る、耐震化・感震ブレーカー～ ・特殊詐欺から市民を守る
22	中川 雅晶	子どもが輝く公教育について ～学びを変える未来の学校をめざして～

11 月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について

四日市市議会では、平成 26 年 8 月定例月議会から各定例月議会における重要な議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）について、各定例月議会の委員会での審査が行われる前に、市議会ホームページにおいて、市民の皆さんに情報提供を行い、ご意見をいただく取り組みを開始しました。

市民の皆さんからいただいたご意見は、一覧表にして全議員に配付し、議案審査の参考とさせていただきます。

議案の情報提供及び意見募集期間

令和 6 年 11 月 21 日（木）から 12 月 6 日（金）

意見の募集方法

広報広聴委員会において、意見募集の対象となる議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）を選定し、市議会ホームページに議案及び議案資料を掲載して、市民の皆さんに情報提供を行いました。市民の皆さんからは、Eメール、F a x 及び郵送で意見を提出していただきました。

11 月定例月議会の意見募集実施スケジュール

- 11 月 20 日（水）議案聴取会終了後、広報広聴委員会を開催し、意見を募集する議案を選択
- 11 月 21 日（木）掲載する資料を市議会ホームページに掲載
- 12 月 6 日（金）意見募集締め切り
- 12 月 9 日（月）広報広聴委員会を開催し、意見の一覧表を確認
広報広聴委員会終了後、全議員に周知

議案に対して寄せられた意見件数

総件数 12 件

（内訳）

No. 1	公共施設案内・予約システム再構築業務委託費（債務負担行為）	3 件
No. 2	移動図書館車整備事業費（債務負担行為）	4 件
No. 3	工事請負契約の締結について　－文化会館空調設備ほか更新工事－ 工事請負契約の締結について　－文化会館改修工事－	1 件
No. 4	総合交通戦略推進事業費	4 件

※いただいたご意見は市議会ホームページに掲載させていただいております。

令和 7年 2月 定例月議会日程 (予定)

2月	12日	(水)	本会議 初日(議案説明 など)	(午前10時から)
	19日	(水)	本会議 代表質問	(午前10時から)
	20日	(木)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	21日	(金)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	25日	(火)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	26日	(水)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	27日	(木)	本会議 一般質問 追加議案、質疑、委員会付託 など	(午前10時から)
	28日	(金)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
3月	3日	(月)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	4日	(火)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	5日	(水)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会(予備日) ※3月4日で審査が終了している場合は開催しません。	
	10日	(月)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	11日	(火)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	12日	(水)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	13日	(木)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	14日	(金)	予算常任委員会全体会(予備日) ※3月13日で審査が終了している場合は開催しません。	
	25日	(月)	本会議 最終日(委員長報告、質疑、討論、採決等)	(午後1時から)

※各常任委員会/予算分科会：総務、教育民生、産業生活、都市・環境の各委員会/各分科会

2月定例会議会 議会報告会開催のお知らせ

2月定例会議会の議会報告会を下記日程で開催いたします。

ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

開催日時	会場
3月27日（木） 18時30分から20時30分	総合会館7階 第1研修室 四日市市諏訪町2番2号
3月29日（土） 14時00分から16時00分	あさけプラザ2階 第4、第5展示会議室 四日市市下之宮町296-1

※天候等により中止となる場合があります。なお、開催3時間前に、大雨、暴風、大雪、津波のいずれかの警報が発令された場合、あるいは開始3時間前の時点で短時間のうちに各警報が発令される可能性が高いと認められる場合、また市域に震度4以上の地震が発生した場合は、開催を取り止めとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
開催を取りやめる場合は、市議会ホームページやSNS等でお知らせいたします。

※手話通訳、要約筆記いたします（事前予約は不要です）。

※状況によっては、記載された予定時間より早く終わる可能性があります。